

託送供給等特例認可申請書

令和3年2月10日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第 35 号

令和 3 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。			
	住所	同	上		
	受給場所	受電場所	同	上	
		供給場所	同	上	
供給電力		同	上		
供給電圧		同	上		
電気方式及び周波数		同	上		
料金その他の供給条件の内容		同	上		
供給開始年月日及び有効期間		同	上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりいたします。

1 適用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送供給等約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を

有していること。

- (イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

- (1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの

補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。) といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- イ 託送供給等約款 54（解約等）(1)により解約となった場合
- ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- へ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれ

があると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものいたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

2. 措置の要件

1. の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

(1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

(2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

(3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。